

参考資料2

- 「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」における議論の状況・・・・・・・・・・ 1
- 平成17年度の介護保険料率について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 介護保険料の特別徴収事務の見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」における議論の状況

1. 設置の趣旨

昨年の年金制度改革の審議等を通じて、制度の実施庁である社会保険庁の事業運営の在り方について様々な指摘を受けたことを踏まえ、昨年8月に、社会保険庁の存立の在り方について基本に立ち返った検討を行う場として、官房長官の下に「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」が設置された。

2. メンバー

座長	金子 晃	(慶応義塾大学名誉教授)
	朝倉 敏夫	(読売新聞東京本社常務取締役論説委員長)
	渥美 雅子	(弁護士)
	大熊 由紀子	(国際医療福祉大学大学院教授)
	大山 永昭	(東京工業大学教授)
	草野 忠義	(日本労働組合総連合会事務局長)
	松浦 稔明	(全国市長会社会文教委員会委員長・坂出市長)
	矢野 弘典	(日本経済団体連合会専務理事)

[政府側]

内閣官房長官
厚生労働大臣

3. これまでの検討状況

第1回	平成16年	8月11日	・課題と方向性の整理等
第2回		8月25日	・課題と方向性の整理等
第3回		9月17日	・緊急対応方策等
第4回		10月25日	・緊急対応方策の具体化 ・社会保険庁の組織の在り方
第5回		11月26日	・社会保険庁の組織の在り方 ・中間とりまとめ
第6回	平成17年	1月28日	・社会保険庁の組織の在り方

4. 今後の検討方針

(1) 中間まとめ「今後の検討方針」

運営主体の在り方についての検討に際しては、社会保険事業の運営主体に求められる基本的要素を十分踏まえることが必要であり、具体的には、

- ①国民の信頼の下における将来にわたる持続可能性の確保
- ②全国民による支え合いの仕組みの確保
- ③国民の視点に立ったサービス提供の推進
- ④全国民を対象とした一元的かつ超長期的な被保険者情報の管理
- ⑤政府管掌健康保険における被用者の受け皿としての機能の確保
- ⑥被保険者情報の保護の徹底
- ⑦保険料の強制徴収等の公権的行為の迅速・確実な実施
- ⑧費用対効果の視点等に立った効率的・効果的な業務の実施

といったことを遂行できるものであることを前提として、独立行政法人化等公法人化すべきではないか、民間に委ねてはどうか、社会保険庁の業務の一つである徴収業務を他の機関に移管してはどうかという議論をも含め、あらゆる議論を例外とせず幅広い検討を進めていく。

(2) 第6回会議（1月28日）における口頭了解事項

有識者会議においては、今後、

- ① 現行の社会保険庁の存続を前提としないこと
- ② 国民の信頼を確保するためには、どのような組織とすべきかという観点を重視することを基本的な視点として、
- ③ 新しい組織のグランドデザイン（新組織の基本骨格）を3月中にまとめることとし、最終的なとりまとめの時期についても、5月に前倒しする。

〈有識者会議の今後の検討スケジュール（予定）〉

- | | | |
|------|-------|---------------------------|
| 第7回 | 2月21日 | ・新しい組織に関する論点（座長メモ）に基づく検討 |
| 第8回 | 3月 | ・新しい組織のグランドデザイン（新組織の基本骨格） |
| 第9回 | 4月 | ・最終とりまとめ素案 |
| 第10回 | 5月 | ・最終とりまとめ |

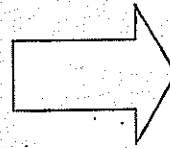
政府管掌健康保険の財政運営
—平成17年度介護保険料率—

○ 政府管掌健康保険の介護保険料率は、次に掲げる算式を基準として、社会保険庁長官が各年度に定める仕組み。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額} - \text{国庫補助の額}}{\text{介護保険第2号被保険者の報酬の総額の見込額}}$$

～平成17年2月

11.1%



平成17年3月～

12.5%

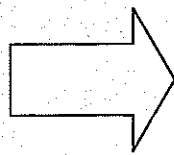
船員保険の財政運営 —平成17年度介護保険料率—

- 船員保険の介護保険料率は、次に掲げる算式を基準として、社会保険庁長官が各年度に定める仕組み。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護2号被保険者たる被保険者の報酬の総額の見込}}$$

～平成17年2月

12.5%

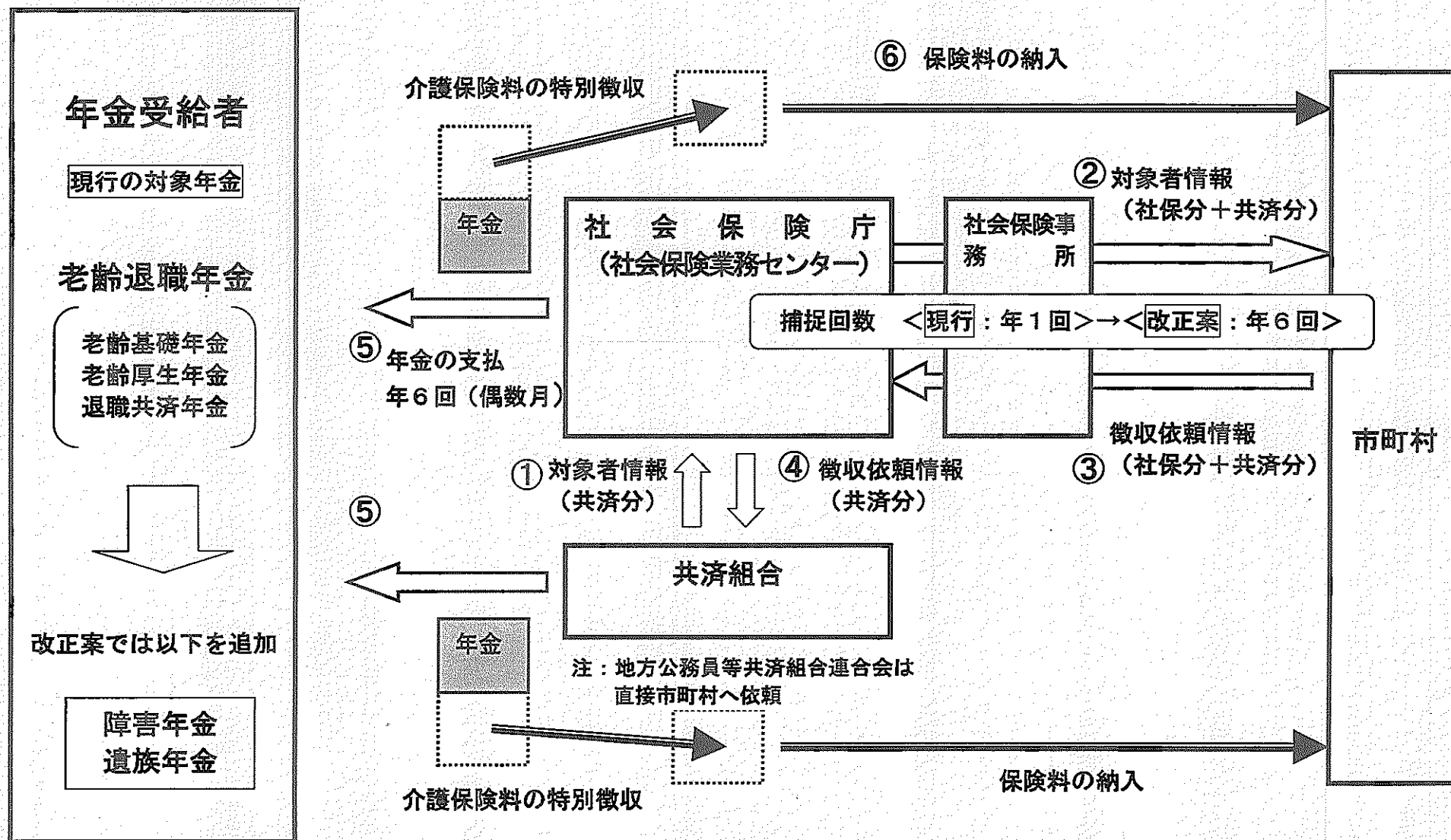


平成17年3月～

12.5%

○ 介護保険料の特別徴収事務の見直しについて<介護保険法改正案より>

介護保険料の特別徴収事務の処理概要

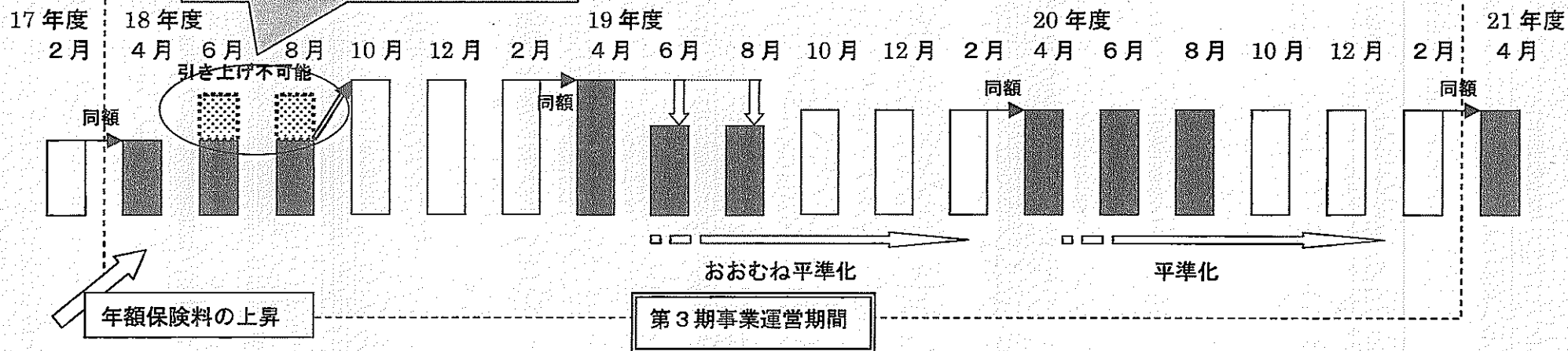


※この他、仮徴収の見直しとして、6月・8月の仮徴収額引き上げを可能とし、年間を通じた支払回数割保険料額の平準化を図る予定。

仮徴収の見直し（徴収額のイメージ図）

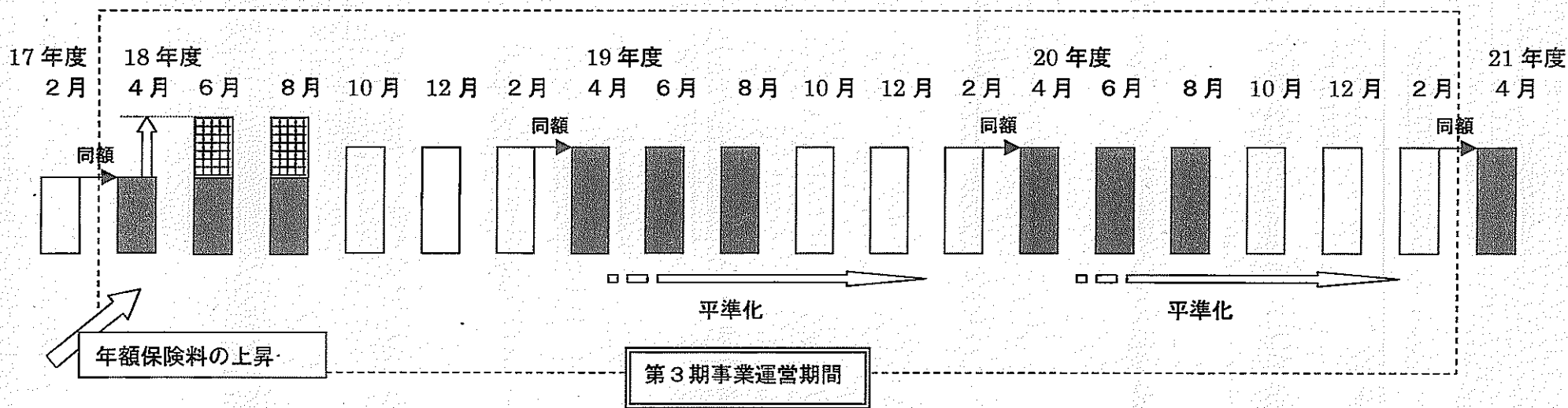
【現行制度】

現行では8月から10月にかけて徴収される保険料額が大きく引き上がる。



【見直し後】

6月・8月の仮徴収額引き上げを可能とし、年間を通じた支払回数割保険料額の平準化を図る。



○ 第1号保険料の徴収方法の見直しについて

【見直しの方向性】(市町村からの要望多数)

- 特別徴収対象範囲を遺族年金・障害年金へ拡大
(対象者の増加、徴収事務の効率化)
- 特別徴収対象者の捕捉回数を拡大
(より早期に特別徴収対象となるよう事務の見直し)
- 仮徴収上限額の見直し
(毎回の年金支払いに際しての保険料徴収額が平準化するよう調整可能とする)

(1) 特別徴収の範囲の拡大

現行制度上、特別徴収は老齢退職年金給付について行われてきたが、市町村の要望等を踏まえ、市町村の保険料徴収事務の確実性・効率性の向上を図る観点から、特別徴収の対象として遺族年金・障害年金を加える。

(2) 捕捉回数拡大

現在、年金保険者は、特別徴収か否かを毎年4月1日現在における年金の受給状態で判断し、市町村へ通知を行うこととされており、その年の10月から翌年の8月までのサイクルで特別徴収が行われている。(特別徴収対象者か否かの捕捉は、年1回のみとされている。)

例えば、ある年の4月中旬に65歳に到達した場合、当該者が特別徴収対象者であることの捕捉は、翌年の4月1日まで行われないことから、結果的にその後10月まで約1年半も特別徴収されないこととなる。

このため、現在年1回の対象者捕捉を複数回(年6回)行えるようにし、早期に特別徴収対象となるよう事務の見直しを図る。

(3) 仮徴収の見直し

介護保険法上、仮徴収の額は、4月の徴収額が前年度の2月の本徴収額と同額とされ、6月、8月についても基本的には4月の額と同額であるが、4月の額の範囲内で引き下げることが可能となっている。

しかしながら、第1号被保険者の保険料は、3年ごとに改定するものであり、次期事業運営期間において、保険料が引き上がる市町村においては、現行どおりの事務処理では、10月からの本徴収額が著しく引き上がるケースが生じてしまう。

このため、仮徴収額について、引き上げを可能とするよう見直しを図り、新保険料と旧保険料との格差について、当該年度において、6月以降の特別徴収額が平準化するように調整できるよう配慮する。

具体的には、保険料基準額が条例上引き上げられた場合に、当該基準額と各被保険者の前年度の保険料段階を基に、4月仮徴収額（前年度2月と同額）を踏まえ、6月及び8月の仮徴収額を引き上げることができるものとする。

○特別徴収対象者数(平成14年4月時点)

- 約1,985万人(全体2,331万人)
- 1号被保険者の約85%

○介護保険料の収納率

- 平成12年度:98.7%(普通徴収93.2%)
- 平成13年度:98.6%(普通徴収92.8%)
- 平成14年度:98.4%(普通徴収91.9%)

※ 特別徴収の収納率は100%

○ 都道府県別にみた国民年金保険料の納付率（平成15年度）

都道府県	納付率 (%)	(参考) 介護保険料の収納(平成14年度)		都道府県	納付率 (%)	(参考) 介護保険料の収納(平成14年度)	
		特別徴収の収納額(百万円)	特別徴収の割合 (%)			特別徴収の収納額(百万円)	特別徴収の割合 (%)
北海道	65.1	31,042	80.2	滋賀県	70.0	6,341	84.4
青森県	60.8	9,268	82.4	京都府	62.2	12,960	80.1
岩手県	69.5	8,984	83.8	大阪府	54.1	40,840	77.6
宮城県	64.9	11,529	82.7	兵庫県	61.0	28,039	81.0
秋田県	73.7	8,420	84.3	奈良県	64.1	7,082	80.8
山形県	73.2	7,889	86.1	和歌山県	67.2	6,458	82.9
福島県	63.3	10,594	84.3	鳥取県	70.1	4,062	85.2
茨城県	61.5	12,279	82.4	島根県	76.1	5,795	85.2
栃木県	61.2	9,396	84.4	岡山県	66.3	12,494	84.8
群馬県	67.2	10,614	84.7	広島県	66.3	16,576	82.8
埼玉県	62.1	24,942	79.0	山口県	67.7	10,249	83.5
千葉県	61.8	23,832	79.4	徳島県	66.4	5,786	83.9
東京都	58.2	59,923	78.6	香川県	72.6	6,927	85.4
神奈川県	62.9	37,550	79.2	愛媛県	72.6	9,322	83.1
新潟県	75.7	15,752	84.9	高知県	67.9	5,661	83.6
富山県	72.7	7,510	86.4	福岡県	60.6	25,995	80.1
石川県	71.5	6,841	84.7	佐賀県	66.2	5,561	84.9
福井県	73.3	5,791	86.1	長崎県	60.8	9,249	81.5
山梨県	65.0	4,361	84.9	熊本県	66.1	11,985	83.2
長野県	73.8	11,943	85.8	大分県	63.5	8,130	81.5
岐阜県	72.9	11,090	84.3	宮崎県	59.9	7,254	82.1
静岡県	69.3	20,830	84.3	鹿児島県	62.6	11,689	83.1
愛知県	65.9	30,333	81.4	沖縄県	43.2	6,212	82.6
三重県	70.5	10,388	84.3	全 国	63.4	655,766	81.7

注 納付率 (%) = $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

納付対象月数とは、第1号被保険者が当該年度分の保険料として納付すべき月数（全額免除月数・学生納付特例月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

介護保険制度改革の全体像 ～持続可能な介護保険制度の構築～

改革の全体像

介護保険制度については、制度の基本理念である、高齢者の「自立支援」、「尊厳の保持」を基本としつつ、制度の持続可能性を高めていくため、以下の改革に取り組む（平成17年通常国会に関連法案を提出）。

I 介護保険制度改革

1. 予防重視型システムへの転換

「明るく活力ある超高齢社会」を目指し、市町村を責任主体とし、一貫性・連続性のある「総合的な介護予防システム」を確立する。

⇒新予防給付の創設、地域支援事業（仮称）の創設

2. 施設給付の見直し

介護保険と年金給付の重複の是正、在宅と施設の利用者負担の公平性の観点から、介護保険施設に係る給付の在り方を見直す。

⇒居住費用・食費の見直し、低所得者等に対する措置

3. 新たなサービス体系の確立

痴呆ケアや地域ケアを推進するため、身近な地域で地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供を可能とする体系の確立を目指す。

⇒地域密着型サービス（仮称）の創設

見直しの基本的視点

明るく活力ある
超高齢社会の構築

制度の持続可能性

社会保障の総合化

- ⇒地域包括支援センター（仮称）の創設
- ⇒医療と介護の連携の強化

4. サービスの質の向上

サービスの質の向上を図るため、情報の公表の義務付け、事業者規制の見直し等を行う。

- ⇒情報の公表の義務付け
- ⇒事業者規制の見直し
- ⇒ケアマネジメントの見直し

5. 負担の在り方・制度運営の見直し

低所得者に配慮した保険料設定を可能とするとともに、市町村の保険者機能の強化等を図る。

- ⇒第1号保険料の見直し（設定方法の見直し、特別徴収の見直し（別紙）等）
- ⇒市町村の保険者機能の強化
- ⇒要介護認定の見直し、介護サービスの適正化・効率化

II 介護サービス基盤の在り方の見直し

高齢者が住み慣れた身近な地域で暮らし続けることができるよう、地域における介護サービス基盤の計画的整備を推進する

- ⇒地域介護・福祉空間整備等交付金（仮称）の創設

見直しの基本的視点

明るく活力ある
超高齢社会の構築

制度の持続可能性

社会保障の総合化